

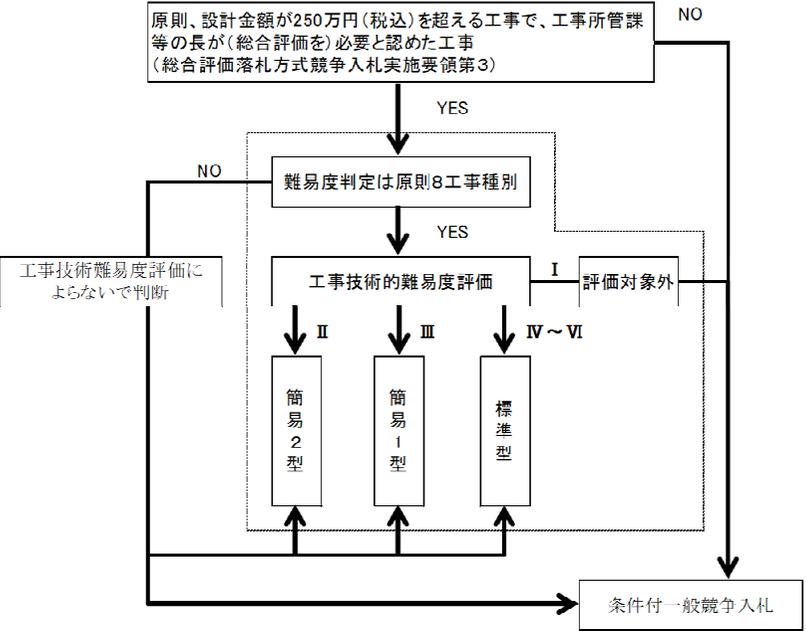
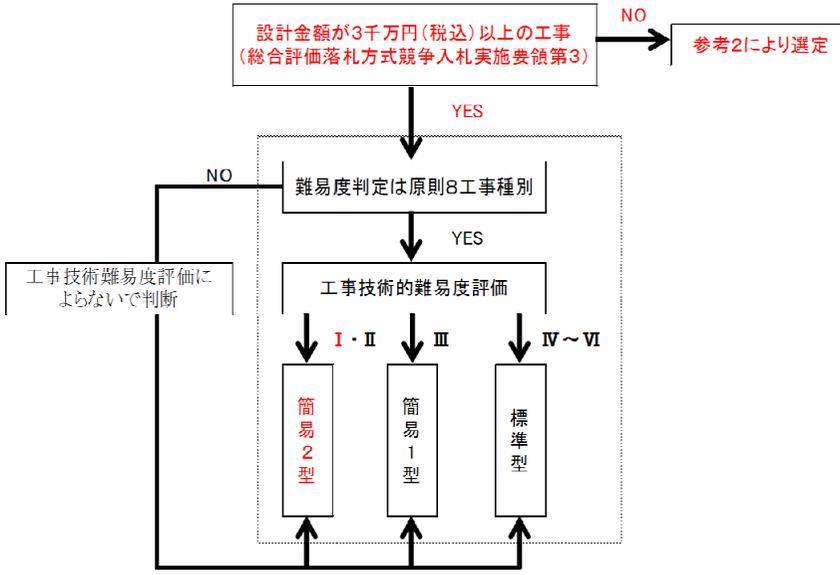
新旧対照表

現 行 (令和2年4月1日以降適用)	今 回 改 正 (令和3年4月1日以降適用)	適 用
<p style="text-align: center;">工事技術的難易度評価実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 本要領は、県土整備部が所掌する県営建設工事において、総合評価落札方式条件付一般競争入札を適用する工事の工事技術的難易度及び技術評価型の適用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2 評価対象工事は、原則として設計金額 250 万円を超えるかつ県営建設工事種別中「土木工事」、「舗装工事」、「鋼橋上部工事」、「プレストレスト・コンクリート工事」、「法面処理工事」、「建築一式工事」、「電気設備工事」、「管設備工事」に該当する工事とする。</p> <p>(評価者)</p> <p>第3 評価者は、原則として「担当課長級」の職にあるもので、工事担当部長等が指名するものとする。</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第4 評価は、原則として当該工事担当の「総括（主任）主査」及び「担当者」の意見を踏まえて、評価者が行うものとする。</p> <p>2 評価は、工事施工において事前に確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、様式第1-1「工事技術的難易度評価表」（土木系工事（港湾工事を除く））、様式第1-2「工事技術的難易度評価表」（土木系工事（港湾工事））、様式第1-3「工事技術的難易度評価表」（建築系工事（建築工事））又は様式第1-4「工事技術的難易度評価表」（建築系工事（電気設備・機械設備工事））に記録するものとする。</p> <p>3 前項の評価は、別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3の工事技術的難易度評価手順の方法により行うものとする。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第5 評価者は、評価を行ったときは、工事技術的難易度評価表を工事担当部長</p>	<p style="text-align: center;">工事技術的難易度評価実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 本要領は、県土整備部が所掌する県営建設工事において、総合評価落札方式条件付一般競争入札を適用する工事の工事技術的難易度及び技術評価型の適用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2 評価対象工事は、原則として設計金額 250 3千250万円以上の工事、又は3千万円未満で工事担当課等の長が必要と認めた工事のうち、を超えるかつ県営建設工事種別中「土木工事」、「舗装工事」、「鋼橋上部工事」、「プレストレスト・コンクリート工事」、「法面処理工事」、「建築一式工事」、「電気設備工事」、「管設備工事」に該当する工事とする。</p> <p>(評価者)</p> <p>第3 評価者は、原則として「担当課長級」の職にあるもので、工事担当部長等が指名するものとする。</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第4 評価は、原則として当該工事担当の「総括（主任）主査」及び「担当者」の意見を踏まえて、評価者が行うものとする。</p> <p>2 評価は、工事施工において事前に確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、様式第1-1「工事技術的難易度評価表」（土木系工事（港湾工事を除く））、様式第1-2「工事技術的難易度評価表」（土木系工事（港湾工事））、様式第1-3「工事技術的難易度評価表」（建築系工事（建築工事））又は様式第1-4「工事技術的難易度評価表」（建築系工事（電気設備・機械設備工事））に記録するものとする。</p> <p>3 前項の評価は、別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3の工事技術的難易度評価手順の方法により行うものとする。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第5 評価者は、評価を行ったときは、工事技術的難易度評価表を工事担当部長</p>	<p style="text-align: center;">適用</p> <p style="text-align: center; color: red;">対象金額 の改正</p>

新旧対照表

現 行 (令和2年4月1日以降適用)	今 回 改 正 (令和3年4月1日以降適用)	適 用
<p>等に報告するものとする。</p> <p>附 則 (平成23年4月12日建技第26号) この要領は平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (平成25年6月28日建技第212号) この要領は平成25年8月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和2年3月18日建技第722号) この要領は令和2年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>別紙1～4 (略)</p> <p>別紙5</p> <p style="text-align: center;">技術評価型適用図</p> <p style="text-align: center;">工事技術的難易度</p>	<p>等に報告するものとする。</p> <p>附 則 (平成23年4月12日建技第26号) この要領は平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (平成25年6月28日建技第212号) この要領は平成25年8月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和2年3月18日建技第722号) この要領は令和2年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和3年3月 日建技第 号) この要領は令和3年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>別紙1～4 (略)</p> <p>別紙5</p> <p style="text-align: center;">技術評価型適用図</p> <p style="text-align: center;">工事技術的難易度</p>	<p>一部改正に伴い、附則を追加</p> <p>工事技術的難易度 I で3千万円以上の場合、原則簡易2型を適用。</p>

新旧対照表

現 行 (令和2年4月1日以降適用)	今 回 改 正 (令和3年4月1日以降適用)	適 用
<p>様式第1 (略)</p> <p>参考1 総合評価落札方式条件付一般競争入札 工事技術的難易度評価フロー</p>  <p>※点線枠部分が「工事技術難易度実施要領」の範囲である。</p>	<p>様式第1 (略)</p> <p>参考1 総合評価落札方式条件付一般競争入札 工事技術的難易度評価フロー (設計額3千万円以上の場合)</p>  <p>※点線枠部分が「工事技術難易度実施要領」の範囲である。 ※「条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準」のP.12「別紙3-1」で定める工事に該当する場合は、本フローによらず、総合評価落札方式を適用しないことが可能である。(別紙3-1 4(3))</p>	<p>参考1を設計額3千万円以上の場合のフローとして修正。</p>

新旧対照表

現 行 (令和2年4月1日以降適用)	今 回 改 正 (令和3年4月1日以降適用)	適 用
	<p>参考2 総合評価落札方式条件付一般競争入札 工事技術的難易度評価フロー (設計額3千万円未満の場合)</p> <pre> graph TD Start[設計金額が3千万円(税込)未満の工事で、工事担当課等の長が(総合評価を)必要と認めた工事 (総合評価落札方式競争入札実施要領第3)] -- NO --> End[条件付一般競争入札] Start -- YES --> Eval1{難易度判定は原則8工事種別} Eval1 -- NO --> End Eval1 -- YES --> Eval2{工事技術的難易度評価} Eval2 -- I 評価対象外 --> End Eval2 -- II --> S2[簡易2型] Eval2 -- III --> S1[簡易1型] Eval2 -- IV~VI --> S[標準型] S2 --> End S1 --> End S --> End </pre> <p>※点線枠部分が「工事技術難易度実施要領」の範囲である。</p>	<p>参考2として設計額3千万円未満の場合のフローを追加。</p>

新旧対照表

現 行 (令和2年4月1日以降適用)	今 回 改 正 (令和3年4月1日以降適用)	適用
<p>参考2 総合評価落札方式条件付一般競争入札 評価様式選定フロー</p> <pre> graph TD A[特記仕様書において、ICT活用工事の対象としているか。] -- Yes --> B[海上又は海中で行う工事であるか。] A -- No --> C[海上又は海中で行う工事であるか。] B -- Yes --> D[海上・海中工事用ICT活用工事] B -- No --> E[災害復旧工事であるか。] E -- Yes --> F[災害復旧工事用ICT活用工事] E -- No --> G[一般工事用ICT活用工事] C -- Yes --> H[海上・海中工事] C -- No --> I[災害復旧工事であるか。] I -- Yes --> J[災害復旧工事] I -- No --> K[一般工事] </pre>	<p>参考3-2 総合評価落札方式条件付一般競争入札 評価様式選定フロー</p> <pre> graph TD A[特記仕様書において、ICT活用工事の対象としているか。] -- Yes --> B[海上又は海中で行う工事であるか。] A -- No --> C[海上又は海中で行う工事であるか。] B -- Yes --> D[海上・海中工事用ICT活用工事] B -- No --> E[災害復旧工事であるか。] E -- Yes --> F[災害復旧工事用ICT活用工事] E -- No --> G[一般工事用ICT活用工事] C -- Yes --> H[海上・海中工事] C -- No --> I[災害復旧工事であるか。] I -- Yes --> J[災害復旧工事] I -- No --> K[一般工事] </pre>	<p>適用 番号を修正。</p>